九、水月堂柳斉こと江頭哲男に対する件

昭和四十六年（排）第三十四号

排除命令

福岡県久留米市文化街三十一番地
水月堂柳斉こと
江頭哲男

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　水月堂柳斉こと江頭哲男は、その販売する小売価額二百円の「紺のかおり」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、同人が当該商品に過大な包装箱を用い、その内容物が包装箱の総容積の約二十三パーセントに相当する量しかなかった旨を、すみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、その販売する「紺のかおり」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な包装容器を用いることにより、一般消費者に当該商品の内容量に関し、誤認される表示をしてはならない。

三　同人は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　水月堂柳斉こと江頭哲男（以下「水月堂柳斉」という。）は、肩書地に事務所を置き、菓子の製造販売業を営む事業者である。

二　水月堂柳斉は、小売価額二百円の「紺のかおり」と称する観光土産品を昭和四十四年四月ごろから製造し、福岡県内の地域に販売している。

当該商品の内容物は、干菓子であり、これが縦二十五・二センチメートル、横十・四センチメートル、高さ二・八センチメートル（総容積約七百三十三立方センチメートル）の「本場久留米の紺のかおり」と表示されたボール紙製の包装箱に詰められており、あたかも外見からは、内容物が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該商品の内容物である干菓子は、一個の大きさが縦約七センチメートル、横約五センチメートル、厚さ約〇・六センチメートルのものであり、これが「久留米名菓紺のかおり」と表示された和紙に包まれ、さらに、「久留米名菓紺のかおり」と表示された包装紙で、縦約九・二センチメートル、横約六・三センチメートルの大きさに包まれて、包装箱の中に八個詰められており、干菓子の総体積（約百六十八立方センチメートル）は、包装箱の総容積の約二十三パーセントに相当する量しかない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、水月堂柳斉は、当該商品の内容量について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年八月三日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋　勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男